



確定申告の事前予約は お済みですか？

市役所での確定申告の受付期間は、2月13日(木)から3月17日(月)までです。申告には事前予約が必要です。申告が必要でまだ予約していない方は、下記の方法で予約してください。なお、申告会場の予約枠には限りがありますので、スマートフォンなどから申告できる e-Tax のご利用にご協力をお願いします。詳しくは広報1月号をご覧ください。

○PC・スマートフォンでの受付

(24時間可)：申告受付予約

ページから、予約・変更・取

消を行うことができます。



▶受付期限：3月16日(日)午後5時

(申告希望日の前日の午後5時)

例：申告希望日が3月3日(月)の場合、3月2日(日)午後5時まで受付可能

○電話での受付：オペレーターが、予約・変更・取消の受付を行います。

予約専用ダイヤル：☎ 0297 - 57 - 1500

※申告の内容などに関するお問い合わせは、広報1月号をご覧ください。税務課までお問い合わせください。

▶受付期限：3月14日(金)午後3時

(土・日・祝日を除く午前9時～午後3時／申告希望日の前日の午後3時)

☎ 伊奈庁舎税務課（内線 2307）

オウム真理教事件を 風化させない

オウム真理教は、かつて宗教法人を隠れ蓑にしながら武装化を図り、5,800人以上が被害に遭われた地下鉄サリン事件など、数々の凶悪事件を引き起こしました。現在も「Aleph」や「ひかりの輪」に名前を変えて活動しており、新たな信者獲得のために、ヨーガや占いなどに興味を持つ若い方々を対象とした勧誘活動などを行っています。望まない勧誘を受けた方は、ぜひ警察にご相談ください。

☎ 常総警察署 ☎ 0297 - 22 - 0110

国民健康保険、後期高齢者医療制度、 マル福をご利用の方がいる世帯の方へ

収入が無い方や遺族年金・障害年金を受給している方も住民税申告をしてください。令和6年中の所得を申告しておらず、税法上の扶養にも入っていない場合は、未申告の扱いになります。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方および医療福祉制度（マル福）をご利用の方は、世帯内に未申告の方がいると、医療費の限度額および保険料（料）が高くなることや、制度を利用できなくなる場合があります。収入が無い方や遺族年金・障害年金のみを受給している方も、扶養に入っていない場合は申告してください。収入が無い方および遺族年金・障害年金のみを受給している方は、お電話でも申告を受け付けますので、お問い合わせください。※遺族年金・障害年金以外の収入がある場合、お電話での申告受付はできません。

☎ 伊奈庁舎国保年金課

国民健康保険について：（内線 4405）

後期高齢者医療制度について：（内線 4407）

医療福祉制度（マル福）について：（内線 4406）

ガードレールなどを壊して しまったときはご連絡を！

道路のガードレール、縁石、ポール、標識などを損傷・破損させてしまったときは、警察のほか、速やかに建設課へご連絡ください。近年、ガードレールなどを傷つけ、壊してしまっても建設課に報告されない事案が増えています。壊れたままでは重大な事故が起こる危険もありますので、安全な生活道路の確保にご協力をお願いします。なお、国道や県道の損傷報告などは、土浦土木事務所へご連絡をお願いします。

☎ 市道：谷和原庁舎建設課（内線 5209）

国道・県道：土浦土木事務所道路管理課

☎ 029 - 822 - 4346

所有地をしっかりと 管理しましょう！

■除草・樹木の剪定はお早めに！

自宅の敷地や所有している土地の草木・植栽などが公道にはみ出て、車や歩行者の通行を妨げていることがあります。これが原因で事故などが発生した場合、所有者が責任を問われます。事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、所有者、管理者の皆さんは早めの除草、剪定、伐採をお願いします。

■土砂の流出にも注意

大雨などの荒天時に、畑や荒地などから公道に土砂が流出することで、道幅の減少や、側溝が詰まることによる道路冠水などの原因となります。また、耕作などにより農地の土が道路に散乱している場所も見受けられますが、自転車や歩行者の通行の妨げになりますので、所有者、管理者の皆さんは適正な管理をするようお願いいたします。

■作業上の注意事項

○電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴いますので、事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。

○作業する際は、通行車両や歩行者の安全確保にご配慮ください。

■各連絡先

○東京電力パワーグリッド

☎ 0120 - 995 - 007（つながらない場合は☎ 03 - 6375 - 9803 ※有料）

○NTT 東日本

☎ 113（NTT 東日本の固定電話から電話する場合）

☎ 0120 - 444 - 113（携帯電話・NTT 東日本以外の固定電話から電話する場合）

☎ 市道：谷和原庁舎建設課（内線 5209）

国道・県道：土浦土木事務所道路管理課

☎ 029 - 822 - 4346

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント